明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○農業機械化促進法施行令の一部を改正する政令（一三二）　二

○航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（一三三）　三

〔告　示〕

○登録証明機関を登録した件
（**総務**二〇七）

○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（**同**二〇八）

○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（**消防庁**八）

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約に関する書簡の交換に関する件（**外務**一六八）

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**一六二）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一四七〇～一四八一）

○宅地造成等規制法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**四七七）　八

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**四七八）

○分離通航方式に関する告示の一部を改正する件（**海上保安庁**一〇三）　一〇

〔国会事項〕

財務省　国税庁　一〇

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）

指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生労働省共済組合定款の一部変更　三〇

関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇農業機械化促進法施行令の一部を改正する政令

（政令第一三二号）（農林水産省）

1　農業機械化促進法第五条の二第二項第三号の特定高性能農業機械に、にんじん用の収穫機（自走式のものに限る。）、ほうれんそう用の収穫機（自走式のものに限る。）及び飼料作物用の収穫機（自走式のものに限る。）であって、稲、とうもろこし及び牧草を収穫することができるものを追加するとともに、ごぼう用の収穫機（自走式のものに限る。）等を削除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令

（政令第一三三号）（国土交通省）

一　航空法施行令の一部改正関係

国土交通大臣以外の者が設置しようとするときに国土交通大臣の許可を受けなければならない航空保安施設からレンジ及びＺマーカーを削除し、衛星航法補助施設を追加することとした。（第一条関係）

二　航空法関係手数料令の一部改正関係

衛星航法補助施設の設置の許可を申請する者等が納付しなければならない手数料の額を定めることとした。（第二条関係）

三　この政令は、平成二五年五月一〇日から施行することとした。